○中部地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間
四百七十五号	岐阜県養老郡養老町飯積二丁目八九番一から同町大跡字東畑八六七番二まで

図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
供用開始の期日	平成二十九年十月二十二日十五時

○四国地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
吉野川市川島町川島字町西北三〇七番一から同市川島町川島字町西北二四六番一まで	前	一一・一八～三〇・三一メートル	〇・〇五七キロメートル	
	後	一一・一八～三〇・三一メートル	〇・〇五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○北海道開発局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道岩内郡共和町小沢四五八番から同道余市郡余市町栄町三七番一まで	前 A	一一・〇〇～五九・二四メートル	六・三六〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B・C	七・〇〇～三八四・〇一	四・四八九	
	後 A	一〇・四〇～五九・二四	二一・四二〇	
	B・C	七・〇〇～三八四・〇一	四・四八九	
	D	一四・〇〇～三一〇・二三	一四・五二七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○沖縄総合事務局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年沖縄総合事務局告示第十八号那覇広域都市計画道路事業九・七・一号沖縄都市モノレール

三　事業施行期間　自平成二十五年四月二十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年沖縄総合事務局告示第十八号及び平成二十九年沖縄総合事務局告示第二号の事業地のうち沖縄県浦添市前田一丁目及び前田二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

人事異動

法務省

（大阪地方検察庁検事）検事　川西　一

東京地方検察庁検事に配置換する（十月十七日）

外務省

（北米局日米安全保障条約課長）

外務事務官　熊谷　直樹

大臣官房広報文化外交戦略課長に配置換する

（国際協力局地球規模課題総括課企画官）同　吉武　将吾

アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課長に昇任させる

（アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課長）同　有吉　孝史

北米局日米安全保障条約課長に配置換する

（国際連合教育科学文化機関日本政府代表部参事官（公使））

同　奈良　哲

文部科学省へ出向させる（以上九月十九日）

特命全権大使　石井　哲也

トンガ国駐箚を命ずる

同　石兼　公博

カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤を命ずる

同　丸山　純一

セルビア国駐箚を命ずる

同　田内　正宏

ノルウェー国駐箚を命ずる

同　新美　潤

ポルトガル国駐箚を命ずる

同　岡田　誠司

南スーダン国駐箚を命ずる

（南スーダン国駐箚）特命全権大使　紀谷　昌彦

外務事務官（大臣官房参事官）に採用する

中東アフリカ局に併任する

中東アフリカ局アフリカ部に併任する

国際協力局に併任する（以上九月二十二日）

（在ストラスブール日本国総領事館総領事）外務事務官　清水　信介

人事院へ出向させる（十月一日）

（東ティモール国駐箚）特命全権大使　山本　栄二

東ティモール国駐箚を免ずる

臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる

（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当）

（総合外交政策局国連企画調整課長）外務事務官　臼井　将人

大臣官房に配置換する

（国際情報統括官付国際情報官（第三国際情報官室担当））同　甲木浩太郎

国際協力局地球規模課題総括課長に配置換する

（国際協力局地球規模課題総括課長）同　横地　晃

国際情報統括官付国際情報官（第三国際情報官室担当）に配置換する（以上十月十日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日　金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
三重県支部	三重県津市広明町352番地4	三重県津市広明町112番地5	平成29年10月3日（火）

以上